

資料 2

共同利用研究所の組織と運営について（試案） (63.9.18)

日本学術会議 委員会連絡会議附置

共同利用研究所検討小委員会

国立大学研究所議会共同利用研究所小委員会（武藤委員会）の案（特に7月17日案）を基礎にして考える場合、次のようにすべきである。

- I この制度は、今後新設される共同利用研究所のみでなく、少くとも日本学術会議の勧告にもとずいて設けられた既存、および計画中の共同利用研究所はすべて、この組織に加わることを目標として、立案し、推進すべきである。
- II この制度を立案するに当つては、日本学術会議が、研究体制や学術行政のあり方について主張してきたところを十分に尊重して立案されるべきである。特に、第37回総会で、討議確認された“今後新しい研究体制が作られるときに満たすべき最低の条件”および、昭和37年5月11日付の“大学の管理制度について”の勧告の趣旨が十分に生かされたものでなければならない。その意味で下述の諸項中、特に評議会の設置と、その構成、権限に関することは、この制度における必須の要件である。
- III 所轄方式は、第3案（附属機関所轄方式）とすること。
- IV 共同研究推進会議（仮称）
 - (1) 会議の構成員とその選出方法
 - (イ) 構成員の数の如何にかかわらず、その概ね半数は日本学術会議の推薦する者として、また残りの半数は（評議会成立後においては）評議会の議に基づいて選考するものとして。

注 a. 出発に当つて国立大学の学長を数名加えるという案については、趣旨は一応諒とするが、そのことは法規上に明記しないで、爾後は適当な慣行を作つてゆけばよい。

b. 研究所代表を必ず議員に加えるものとする必要があるかどうかについては意見が分かれている。下述の評議会に所長が加わつていて、評議会が大学の評議会に準ずる機能を果たすすれば、研究所代表が必ず推進会議の議員でなければならない理由はないとも考えられる。

(ロ) 議員の任期を明示すること。

(ハ) 議長は常勤とすること。

(ニ) 議長の選考は大学における学長の選考に準ずる精神の下に評議会が行うものとする。

(2) 推進会議の権限

ほぼ、武藤委員会案の通りでよいが、評議会との関係をはつきりさせておく必要がある。既存の所轄研究所の管理、運営に関しては概ね評議会の議に基いて決定し、その執行の責任をもつことになるが、新しい研究所の設置、在来共同利用体制のなかつた分野の共同利用体制の推進等のことは、推進会議の審議事項となるであろう。また、評議員、所長、所員の任免はすべて商議会の議を経た推進会議の申し出でに基づいて文部大臣が発令するものとするべきである。

(3) 推進会議に専門部会をおくことができることとし、また評議会の部会を以つてこれに代えることができるものとする。

(4) 事務局

推進会議に専属の事務局をおくこと。

事務官の選考、任免については、前記勧告の通り、(具状権又は同意権の制度化)とすることが望ましいが、少くとも現在の国立大学の制度及び慣行に準ずることが必要である。

V 評議会

- (1) 推進会議に評議会をおくこと。
- (2) 評議会の構成は次の通りとすること。
 1. 推進会議の議長
 2. 推進会議の議員
 3. 各研究所商議会がその構成員中から互選した者各3名（所長，所員である商議員1名，所員ではない商議員1名）これは慣行にとどめ法制化する必要はないであろう。
 4. 学術会議が推薦する者，若干名（注，これを加える趣旨は主として現に共同利用研究所をもたない分野などからの代表者を加えておく必要が考えられるので，この枠をとつておく必要があるという点にある）
- (3) 評議会の議長は推進会議の議長が兼ねるものとする。
- (4) 評議会の権限
国立大学の評議会及び協議会の権限に準ずるものとする。

VI 評議会の部会

- (1) 評議会に専門分野毎の部会をおくことができるものとする。（この規定も独立の法規を作らないとすれば評議会の内部規定となるであろう。）
- (2) 部会は適当な専門分野毎に設けるが，必要に応じ諸分野にまたがる部分を設けることができるものとする。
- (3) 部会の構成員には，当該部会関係の評議員の外，日本学術会議が当該専門分野から推薦する若干名を加えるものとする。
- (4) 部会は日本学術会議と連絡をとりつつ，その専門分野に関する重要事項を審議するものとする。その審議の結果は，評議会の議に附し，又は報告するものとする。

VII 各研究所の管理組織

(1) 商 議 会

(イ) 各研究所に商議会をおくこと。

(ロ) 商議会は大学の教授会に準ずる権限を有するものとする。

(ハ) 商議会の構成員

1. 所長

2. 所員 会議が推薦する所員若干名

3. 日本学術会議の推薦に基づき評議会の議を経て、推進会議が選考する商議員若干名

(2) 所長の選考

所長は商議会の議に基づいて推進会議が選考するものとする。

(3) 所員会議は所長の諮問機関とすること。

Ⅷ 大 学 院

各研究所には大学院研究科を置くことができるものとする。

Ⅸ 以上の諸項中、推進会議、評議会、商議会、所長、所員については、それぞれ教育公務員特例法に読み替え規定を加え、それぞれの権限及び身分を明確にすることが必要である。（注、特例法の学長を推進会議に、評議会及び協議会を評議会に、教授会を商議会に、学部長を所長に、教員を所員に読み替えることになる。）

武藤小委員会案と本試案との比較

項 目	武藤小委員会案	本 試 案
1. 適用 範囲	（既存の）国立大学附置の共同利用研究所の制度のほか、さらに特定大学には附置しないが、大学の研究の拡張と考えられる研究を行なう新しい型の国立の共同利用研究所の制度を創設す	既存の大学附置共同利用研究所はすべてこの組織に加わることを目標として立案し、推進すべきである。

項目	武藤小委員会案	本 試 案
2. 所轄方式	る必要がある。 (62.10.27. 第1次報告) 第3案文部大臣の附属機関(国家行政組織法上の8条機関)として,共同研究推進会議(仮称)を設置し会議に研究所をおく)が最も適当との意見が多い。なお研究所毎に推進会議をおくとの意見もある。 (7月17日案 以下同じ)	第3案とすべきである。
3. 推進会議の権限	研究所管理運営の大綱の決定 研究所の研究計画の基本方針の策定 研究所の予算案の審議,調整, 研究所の人事の基準の決定 その他重要事項の審議	概ね武藤小委員会案でよい。 評議会との関係を明らかにせよ。 これらの諸項については評議会の審議に基づいて推進会議は決定し,執行する。 その他,新しい共利研の創設等については推進会議が審議する。 評議員,所長,所員の任免は商議会の職を経た推進会議の申し出でに基づいて文部大臣が発令する。
4. 推進会議の構成	1.国立大学協会から推薦された学長4名 2.日本学術会議代表1名 3.下屬研究所代表 1名 4.民間人 1名 計 7名 (学長5,日本学術会議2とい	半数は日本学術会議推薦,半数は評議会の議に基き選考 出発に当つては国立大学の学長を加えることを一応諒とするが爾後は適当な慣行を作ること。

項目	武藤小委員会案	本 試 案
5. 専門 部会	う案もある) ナシ	推進会議に専門部会をおくことができる。
6. 専務 局	ナシ	専属の事務局をおく。 事務官の選考・任免は少くとも 国立大学に準ずる。
7. 評議 会の権 限と構 成	推進会議の諮問機関として、 (大学の評議会に相当するもの と考えられる) 各研究所の代表(複数)で構成 場合によつては推進会議と評議 会とが合同会議をもつのもよい との意見がある。	国立大学の評議会及び協議会の 権限に準ずる。 1. 推進会議の議長 2. 議員 3. 各研究所審議会から3名 (所長1, 所員1, 外からの 審議員1) 4. 日本学術会議が推薦する者 若干名
8. 評議 会の部 会	ナシ	部会をおくことができる。 部会には関係評議員の外, 日本 学術会議が推薦する若干名を加 える。
9. 各研 究所の 商議会 の権限 と構成。 付所員 会議	第1案 審議決定する最高機関、 所の主要職員と日本学術会議 (又は関係研究機関)推薦の 商議員 第2案 助言機関 日本学術会 議(又は関係研究機関)推薦 の者のみで構成、所長の任免は 商議会の推薦。 所長の任免は所長の申出。	商議会は、所長、所員会議が推 薦する所員若干名、日本学術会 議が推薦する者若干名を以つて 構成する。 大学の教授会に準ずる権限をも つ。 所長は商議会の議に基づき推 進会議が選考する。 所長会議は所長の諮問機関。

項目	武藤小委員会案	本 試 案
10. 職員 の構成	所員会議が教授会に準じたものになる。 第3案 所長の諮問機関 研究所の属する研究分野の研究者の代表で構成。 3案の何れをとるかは，研究所設置の際当該研究分野の研究者の総意によつて決定すべきだとの意見が多数である。 (1) 所長，教授，助教授，助手 事務職員，技術職員 (2) 所長は研究所の教授を以てあてる。 (3) 研究員（共同利用研究者として当分の間研究に従事する者）	ナシ
11. 職員 の処遇 と身分	(1) 教官は国立大学の教官とする。そのため国立大学設置法施行令，同施行規則に，その総数，職の種類ごとの定数を特定大学に属しない教官として，それぞれ明記し，その処遇及び身分取扱いを既存国立大学の教官と同等にするための所要の措置を講ずるべきである。 (2) 技術職員の待遇を教官に準ずるものとする。	推進会議，評議会，商議会，所長，所員については，それぞれ教育公務員特例法に読みかえ規定を加え，それぞれの権限及び身分を明確にする必要がある。
12. 大学 院	大学の大学院生が研究所において研究している時は，学長はそれを大学院での研究とみなしうるようにする。	（独立の）大学院研究科をおくことができるものとする。